

阿見町議会会議録

平成27年第1回臨時会

(平成27年2月13日)

阿見町議会

平成27年第1回阿見町議会臨時会会議録目次

◎招集告示	1
◎第1号(2月13日)	3
○出席, 欠席議員	3
○出席説明員及び会議書記	3
○議事日程第1号	5
○開 会	6
・会議録署名議員の指名	6
・会期の決定	6
・諸般の報告	6
・議案第1号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決)	7
○閉 会	10

第 1 回 臨 時 会

阿見町告示第10号

平成27年第1回阿見町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成27年2月5日

阿見町長 天 田 富司男

1 期 日 平成27年2月13日

2 場 所 阿見町議会議場

3 付議事件

(1) 阿見町役場庁舎耐震改修工事請負契約について

第 1 号

[2 月 13 日]

平成27年第1回阿見町議会臨時会会議録（第1号）

平成27年2月13日（第1日）

○出席議員

1番	柴原成一君
2番	藤平竜也君
3番	野口雅弘君
4番	永井義一君
5番	海野隆君
6番	飯野良治君
7番	平岡博君
8番	久保谷充君
9番	川畑秀慈君
10番	難波千香子君
11番	紙井和美君
12番	浅野栄子君
13番	藤井孝幸君
14番	吉田憲市君
15番	倉持松雄君
17番	諏訪原実君

○欠席議員

16番	佐藤幸明君
-----	-------

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	天田富司男君
教育長	青山壽々子君
総務部長	横田健一君
保健福祉部長	坪田匡弘君
生活産業部長	湯原幸徳君
都市整備部長	篠崎慎一君

教育委員会教育次長	竿 留 一 美 君
消 防 長	川 村 忠 男 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	宮 本 寛 則 君
総 務 部 次 長	大 野 利 明 君
総 務 課 長	飯 野 利 明 君
企 画 財 政 課 長	小 口 勝 美 君
管 財 課 長	朝 日 良 一 君

○議会事務局出席者

事 務 局 長	青 山 公 雄
書 記	大 竹 久

平成27年第1回阿見町議会臨時会

議事日程第1号

平成27年2月13日 午前10時開会・開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第1号 阿見町役場庁舎耐震改修工事請負契約について

午前10時00分開会

○議長（柴原成一君） 定刻になりましたので、ただいまから平成27年第1回阿見町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（柴原成一君） 日程第1、会議録署名議員の指名について、本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

15番 倉持松雄君

17番 諏訪原実君

を指名いたします。

会期の決定について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は、本日1日とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日とすることに決定しました。

諸般の報告

○議長（柴原成一君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。

今臨時会に提出された案件は、町長提出議案第1号の1件であります。

次に、監査委員から平成26年11月分から平成27年1月分に関する例月出納検査結果について

報告がありましたので、報告いたします。

次に、本臨時会に説明員として地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者は、お手元に配付いたしました名簿のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

議案第1号 阿見町役場庁舎耐震改修工事請負契約について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第4、議案第1号、阿見町役場庁舎耐震改修工事請負契約についてを議案といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成27年の第1回臨時会ということで、皆様にはお忙しい中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

昨日は安倍首相の所信表明演説がありました。非常に難しい問題が多々あるなど、特に農業問題等は、今日も農業委員会のこの稲敷郡の会がありますので、非常にいろんな面で議論が沸騰するのかなど、そういう思いをしております。

それでは、議案第1号、阿見町役場庁舎耐震改修工事請負契約について提案理由を申し上げます。

本工事は、役場庁舎の耐震補強工事を行うものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めらるものであります。

工事期間は、契約締結日の翌日から平成27年12月25日であります。

工事の概要につきましては、お手元に配付をいたしました工事概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げます。慎重審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（柴原成一君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

4番永井義一君。

○4番（永井義一君） おはようございます。今回の入札の件なんですけども、1回目が決まらなく、2回目に入札になって、5社辞退という形ですね、1社で納札したと。ちょっとその辺の経緯を教えてください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。管財課長朝日良一君。

○管財課長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

入札当日の経緯ということだと思いますが、入札6社参加していただいて、1回目に入札書を入れていただきました。その後、予定価格に達してないということで、2回目の入札を行うように申しました。その結果、その場です、この5社の業者さんが入札書のほうに辞退という署名を書いて提出したということで、辞退を受領したものでございます。以上です。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 6社のうち5社が辞退という形になったわけなんですけども、その辺の辞退の理由等々は聞いていますか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。管財課長朝日良一君。

○管財課長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

特にです、理由は聞いておりませんが、おそらくこちらが想像するにはです、5社ともです、予定価格を下回る入札ができないと各社判断されてです、辞退されたものはこちらでは理解しております。以上です。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 前のお話にもあったかと思うんですけども、結構辞退したところが多かったということで、今、課長のほう理由聞いていないとおっしゃいましたけども、今後のこともあるからこれは聞いたほうがいいのかと思うんですけども、これは聞くことができないわけですか。聞くことができないのか、それとも聞くことができるけども、あえて聞かなかったのか、どちらですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。管財課長朝日良一君。

○管財課長（朝日良一君） 当然、制度上はです、聞くことができる、できないということは決まっておりますので聞くことも可能かと思えます。ただ、こういった経緯の場合には、当然この経緯を見てもらうとわかりますとおり、1回目は入札して、2回目はそれ以上下回る価格を出せないということだと思うので、聞くまでも及ばないと考えております。以上です。

○4番（永井義一君） 聞くまでも及ばないということですね。はい、わかりました。

○議長（柴原成一君） ほかに質問はございませんか。12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） この耐震の型ですね、K型ブレース、それからマンサード型ブレースっていうこの2種類がありますけれども、これは耐震度または強度や価格に影響があるのでしょうか。

そしてまた、私もこの耐震についてはです、ずっと前にも見てきました。奥野小や牛久戸舎は大体斜めだけだったような気がするんですけども、この型について、耐震または価格、

そのようなことについての影響、または強度について説明をお願いします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。管財課長朝日良一君。

○管財課長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

今回のこの耐震補強工事で町のほうとしましては、K型ブレースとマンサード型ブレースという2種類のものを使っております。こちらはですね、建物を勘案した場合、建物が1階の平家部分と、あと3階建ての部分という2つの構造になって、かなり特殊な建物になってます。こういった特殊性からですね、その補強が必要なところにこういったブレースをつけるということで選択しました。

なお、こういった建物については標準的に行われているものなので、価格については結構安いものでございます。強度もですね、こちら両方とも同じでありまして、ただ、見ていただくとK型ブレースのほうが部材が少ないというか、真っすぐなもんですから、こちらのほうがマンサード型ブレースよりも若干価格のほうは安くなっております。

なぜマンサード型ブレースを採用したかと申しますと、K型ブレースのほうは、これはこの図面から見てもらうと、主にですね、窓際のほうに配置して、人の出入りがない部分に配置するように考えております。このマンサード型ブレースというのは、屋内に配置しまして、こちらについては人の出入りがちょっと生じる、かなり建物の中は支障が出るってことで、なるべく人が出入りしやすいものということで、こういうマンサード型がありますので、こちらを採用しました。以上です。

○議長（柴原成一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第1号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。

よって議案第1号については、原案どおり可決することに決しました。

閉会の宣告

○議長（柴原成一君） 以上で、本臨時会に予定されました日程は全て終了しました。

これをもちまして、平成27年第1回阿見町議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時10分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 柴 原 成 一

署 名 員 倉 持 松 雄

署 名 員 諏訪原 実